

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	難病特定医療費支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費支給の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

## 評価実施機関名

青森県知事

## 公表日

令和8年1月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病特定医療費支給事務
②事務の概要	<p>【概要】難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の患者の医療費の支給に関する事務を行う。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>&lt;特定医療費の支給に関する事務(次項を除く。)&gt;</p> <p>特定医療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>特定医療受給者証に関する事務</p> <p>特定医療費の支給認定の変更に関する事務</p> <p>特定医療費の支給認定の取消しに関する事務</p> <p>特定医療費の支給に関する必要な資料等の求めに関する事務</p> <p>特定医療費の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る事務(特定医療費の支給に関する事務に限る。)&gt;</p> <p>Public Medical Hub(PMH)へ特定医療費の支給に関する事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う事務</p>
③システムの名称	難病医療システム、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表131の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>【選択肢】</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42,80,125の項</p> <p>【情報照会】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表158の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ 電話:017-734-9083
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課難病対策グループ 電話:017-734-9215
-----	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		申請者からマイナンバーの提供を受け、システム入力時のチェックデジットにより真贋性の確認が行われている。また、申請者から提供が得られない場合にのみ住基ネットによる照会を行っており、住基ネット照会時は住所、生年月日、ふりがな、漢字姓名の4要素によって照会している。

## 9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [ ] 十分に行っている [ ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	
	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li><li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li><li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li><li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li><li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li><li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li><li>9) 従業者に対する教育・啓発</li></ul>	
当該対策は十分か【再掲】	[ ] 十分である [ ]	<選択肢>
判断の根拠	個人番号を含む情報はICカードを利用した顔認証によるログインを要する専用端末で管理している。また、システム操作に必要なID、パスワードはシステム操作を必要とする特定の職員にのみ個別に付与し、毎年ID、パスワードの変更及び異動等により対象外となった者の権限削除を行っている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	事務の概要	(追加)	特定医療費の支給に関して必要な資料等の求めに関する事務	事後	重要な変更に当たらない。(事務の概要の追加)
平成29年7月20日	所属長	三橋一史	新谷哲士	事後	重要な変更に当たらない。(人事異動による所属長の変更)
平成29年7月20日	しきい値判断項目(対象人数)の判断時期	平成27年12月1日時点	平成29年7月20日時点	事後	重要な変更に当たらない。(判断時期の更新)
平成29年7月20日	しきい値判断項目(取扱者数)の判断時期	平成27年12月1日時点	平成29年7月20日時点	事後	重要な変更に当たらない。(判断時期の更新)
令和1年6月25日	しきい値判断項目(対象人数)の判断時期	平成29年7月20日時点	令和1年5月22日時点	事後	重要な変更に当たらない。(判断時期の更新)
令和1年6月25日	しきい値判断項目(取扱者数)の判断時期	平成29年7月20日時点	令和1年5月22日時点	事後	重要な変更に当たらない。(判断時期の更新)
令和1年6月25日	所属長の役職名	課長 新谷哲士	課長	事後	基礎評価項目書の様式変更に伴う修正(所属長氏名から所属長役職に変更)
令和1年6月25日	VI リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎評価項目書の様式変更に伴う修正
令和2年12月24日	しきい値判断項目(対象人数)の判断時期	令和1年5月22日時点	令和2年11月1日時点	事後	重要な変更に当たらない。(判断時期の更新)
令和2年12月24日	しきい値判断項目(取扱者数)の判断時期	令和1年5月22日時点	令和2年11月1日時点	事後	重要な変更に当たらない。(判断時期の更新)
令和2年12月24日	VI リスク対策(8. 監査)	内部監査	自己点検、内部監査、外部監査	事後	重要な変更に当たらない。(判断時期の更新)
令和3年4月14日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署①)	青森県健康福祉部保健衛生課	青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課	事後	重要な更新に当たらない。(組織改正に伴う所要の整理)
令和3年4月14日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ)	030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県健康福祉部保健衛生課難病対策グループ 電話:017-734-9215	030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課難病対策グループ 電話:017-734-9215	事後	重要な更新に当たらない。(組織改正に伴う所要の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月8日	I 関連情報－4. 情報ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二26、56の2、87の項</p> <p>【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二120の項</p>	<p>【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二26、56の2、87の項</p> <p>【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二120の項</p>	事後	
令和3年9月8日	IV リスク対策－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供) <input type="checkbox"/> 十分である	事後	重要な更新に当たらない。
令和3年9月8日	IV リスク対策－8. 監査	<input type="checkbox"/> 外部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査	事後	
令和6年7月11日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②)	<p>&lt;特定医療費の支給に関する事務(次項を除く。)&gt;</p> <p>特定医療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>特定医療受給者証に関する事務</p> <p>特定医療費の支給認定の変更に関する事務</p> <p>特定医療費の支給認定の取消しに関する事務</p> <p>特定医療費の支給に関して必要な資料等の求めに関する事務</p> <p>特定医療費の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>	<p>&lt;特定医療費の支給に関する事務(次項を除く。)&gt;</p> <p>特定医療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>特定医療受給者証に関する事務</p> <p>特定医療費の支給認定の変更に関する事務</p> <p>特定医療費の支給認定の取消しに関する事務</p> <p>特定医療費の支給に関して必要な資料等の求めに関する事務</p> <p>特定医療費の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る事務(特定医療費の支給に関する事務に限る。)&gt;</p> <p>Public Medical Hub(PMH)へ特定医療費の支給に関する事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う事務</p>	事前	
令和6年7月11日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③)	難病医療システム、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバ	難病医療システム、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月11日	I 関連情報(3. 個人番号の利用)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一98の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表131の項	事後	重要な更新に当たらない(法令根拠の整理)。
令和6年7月11日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二26、56の2、87の項  【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二120の項	【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42,80,125の項  【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表158の項	事後	重要な更新に当たらない(法令根拠の整理)。
令和6年7月11日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署①)	青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課	青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課	事後	重要な更新に当たらない。(組織改正に伴う所要の整理)
令和6年7月11日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県総務部総務学事課情報公開グループ 電話:017-734-9083	030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ 電話:017-734-9083	事後	重要な更新に当たらない。(組織改正に伴う所要の整理)
令和6年7月11日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課難病対策グループ 電話:017-734-9215	030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1 青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課難病対策グループ 電話:017-734-9215	事後	重要な更新に当たらない。(組織改正に伴う所要の整理)
令和6年7月11日	しきい値判断項目(対象人数)の判断時期	令和2年11月1日時点	令和6年5月31日時点	事後	重要な変更に当たらない。(判断時期の更新)
令和6年7月11日	しきい値判断項目(取扱者数)の判断時期	令和2年11月1日時点	令和6年5月31日時点	事後	重要な変更に当たらない。(判断時期の更新)
令和6年7月11日	IV リスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○] 委託しない	[ ] 委託しない 十分である	事後	重要な更新に当たらない(実態に適した選択肢への修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月15日	しきい値判断項目(対象人数)の判断時期	令和6年5月31日時点	令和7年11月30日時点	事後	重要な変更に当たらない。(判断時期の更新)
令和8年1月15日	しきい値判断項目(取扱者数)の判断時期	令和6年5月31日時点	令和7年11月30日時点	事後	重要な変更に当たらない。(判断時期の更新)
令和8年1月15日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和8年1月15日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正